

第百六十四回国
参議院財政金融委員會會議錄第十三号

平成十八年四月十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任

黒岩 宇洋君
風間 昶君

補欠選任

富岡由紀夫君
山口那津男君

四月五日

辞任

広田 一君
荒木 清寛君

補欠選任

高橋 千秋君
浜四津敏子君

四月六日

辞任

高橋 千秋君
浜四津敏子君

補欠選任

広田 一君
荒木 清寛君

四月十七日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

加藤 修一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

池口 修次君

岩井 國臣君

田村耕太郎君

中川 雅治君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

泉 信也君

田浦 直君

田中 直紀君

鶴保 庸介君

野上浩太郎君

溝手 顕正君

若林 正俊君

尾立 源幸君

大久保 勉君

富岡由紀夫君

平野 達男君

広田 一君

加藤 修一君

山口那津男君

大門実紀史君

谷垣 禎一君

赤羽 一嘉君

藤澤 進君

副大臣

財務 大臣

財務 副大臣

常任委員会専門員

事務局側

常任委員会専門員

藤澤 進君

本日

の会議に付した案件

○国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、黒岩宇洋君、荒木清寛君及び風間昶君が委員を辞任され、その補欠として富岡由紀夫君、加藤修一君及び山口那津男君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣財務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、最近における国有財産行政をめぐる状況の変化に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有財産の有効活用を促進するための措置として、借受け庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加するとともに、庁舎等のうち床面積又は敷地の余裕部分等について、国以外の者に貸し付けること等ができることとしております。

第二に、国有財産の売却を促進するための措置として、普通財産の円滑な売却のために、当該普通財産の隣接地又はその上に存する借地権との交換を行うことができることとしております。

第三に、庁舎等の効率的な整備を推進するための措置として、使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の発揮のための庁舎等の整備を特定国有財産整備計画の対象に追加するとともに、一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰入れ規定を廃止し、同特別会計から一般会計への繰入れ規定を創設することとしております。また、国が行政財産である土地とその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分

して所有する場合について、当該土地を貸付対象に追加するとともに、国有地の貸付けに際して定期借地権の設定が可能となるよう貸付期間の特例を設けることとしております。

第四に、国有財産行政における効率性の視点の明確化のための措置として、国有財産の管理及び処分について、効率的な運用を含めた原則を規定するとともに、財務大臣による国有財産の総括においても、各省各庁の長に対し、同原則にのっとりた効率的な運用を求めることを明確にすることとしております。

そのほか、公園等の用途廃止等及び皇室用財産の寄附等による取得に際しての国会議決を必要とする金額基準を引き上げることとするなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(池口修次君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税反対に関する請願(第九一三三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二二号)

第九一三三号 平成十八年三月二十日受理

サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税反対に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町榎津一、六
一六 森俊実 外二千二百八十三
名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一四号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 千葉県勝浦市大楠二八一 九千代
子 外二千二百八十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一五号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 東京都練馬区南大泉六ノ一ノ一
八 加藤潔 外二千二百八十三名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一六号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 千葉県習志野市東習志野四ノ一五
ノ二ノ二〇五 手塚豊子 外二千
二百八十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一七号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区南港中三ノ八ノ二
三ノ二〇七 滝川純子 外二千二
百八十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一八号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 大阪府河内長野市美加の台六ノ二
五ノ四 山田光利 外二千二百八
十三名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九一九号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 茨城県常総市水海道山田町四、五
四八ノ一 関根和子 外二千二百
八十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九二〇号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 長崎市香焼町一、三六〇ノ一 鎌
田隆 外二千二百八十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九二一号 平成十八年三月二十日受理
サラリーマン増税、消費税の引上げなど、大増税
反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市中根一ノ四ノ三〇ノ
五〇二 小林紀夫 外二千二百八
十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、サラリーマン増税・消費税増税反対に関する
請願(第一二二二号)
一、大衆増税反対に関する請願(第一一六七号)

第一二二二号 平成十八年三月二十八日受理
サラリーマン増税・消費税増税反対に関する請願

請願者 北海道上川郡比布町北町二ノ一ノ
一四ノ二 安田邦子 外七十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四一号と同じである。

第一二六七号 平成十八年三月三十日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 岐阜県土岐市下石町七二 吉沢映
司 外八千三百二十五名
紹介議員 山下八洲夫君
大手企業が空前の利益を上げている一方、仕事
不足や単価の低下で、建設労働者・職人の賃金
は一五年・一六年前の水準に落ち込んでいる。大
手企業の利益が賃金に反映しておらず、多くの国
民には景気が良くなったとの実感が無い。にもか
かわらず、定率減税と同時に景気対策として実施
された所得税・法人税・法人事業税・住民税の最
高税率を引き下げたまま、増税が進められようと
している。これまでに実施された増税に加え、定
率減税・配偶者控除の廃止、扶養控除・特定扶養
控除の縮小・廃止、給与所得控除の縮小、退職者
控除の廃止、記載不備者への経費の概算控除化を
導入、消費税率の引上げが行われようとしている
。負担増は増税のみではなく、医療・年金等社
会保障も給付が引き下げられる一方で保険料等の
引上げが行われている。国民は勝者と敗者と二極
化が進められ、富める者はより豊かに、貧しい者
はより貧しくとの流れが強められている。労働
者・職人や小零細な事業者の負担増となる大衆増
税を行わないよう求める。

一、所得税・地方税の各所得控除の縮小・廃止、
定率減税の廃止、給与所得控除の縮小、記載不
備者への経費の概算控除化導入を行わないこ
と。
二、消費税率の引上げを行わないこと。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、被用者年金一元化に関する請願(第一一七
八号)
一、大衆増税反対に関する請願(第一一八八号)
(第一二二四号)

一、庶民大増税反対に関する請願(第一二二八
号)(第一二二九号)(第一二三〇号)(第一二三
一号)(第一二三三三号)(第一二三三三三三三三
三四号)(第一二三三三三三三三三三三三三三三
七号)
一、被用者年金一元化に関する請願(第一二七
七号)

第一二七八号 平成十八年三月三十一日受理
被用者年金一元化に関する請願

請願者 奈良県桜井市阿部三三三 藤本勇
外四百三十八名
紹介議員 荒井 正吾君
一月以降、政府・与党は被用者年金一元化等に
関する協議会を持ち、四月中にその基本方針につ
いて閣議決定すると聞いており、協議の動向に重
大な関心を持っている。

一、共済年金の職域部分は、公務員の身分上の制
約やその職責の重要性にかんがみ、これを堅持
すること。
二、恩給期間にかかわる給付の費用(追加費用)
は、国又は地方公共団体が負担すると法に明記
されており、引き続きこれを遵守すること。
三、既裁定者の給付の減額は、憲法上の財産権の
侵害であり認めないこと。

第一二八八号 平成十八年四月三日受理
大衆増税反対に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡白川町三川一、三〇
四ノ三 小池民郎 外七千六百九
十八名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第一二一四号 平成十八年四月三日受理
大衆増税反対に関する請願
請願者 岐阜市権現町五 鷺見泰 外五千九百四名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第一一六七号と同じである。

第一二二八号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 静岡県伊東市荻五八ノ九〇 松岡アヤ子 外二千二百七十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二二九号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 京都市東山区今熊野宝蔵町三〇 北尾福之輔 外二千二百七十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三〇号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 東京都練馬区土支田二ノ一六ノ六 市川節子 外二千二百七十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三一三号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 北海道小樽市望洋台一ノ一四 長谷川しのぶ 外二千二百七十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三二二号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 東京都豊島区千川二ノ二六ノ二 目黒千恵子 外二千二百七十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三三三号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 兵庫県たつの市龍野町中井九一九 八名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三四四号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 札幌市南区澄川四ノ二六ノ二〇 岡雪太郎 外二千二百七十八名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三五五号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市立花町一、〇〇〇 八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二三六六号 平成十八年四月五日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 群馬県前橋市西片貝町三ノ二七二 八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五〇七号と同じである。

第一二七七号 平成十八年四月六日受理
被用者年金一元化に関する請願
請願者 奈良県吉野郡十津川村山崎三四五 今奥彌志 外千六百一十一名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一一七八号と同じである。

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案

(国有財産法の一部改正)

第一条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 管理及び処分の機関(第五条―第九条の四)

第三章 管理及び処分

第一節 通則(第九条の五―第十七条)

第二節 行政財産(第十八条―第十九条)

第三節 普通財産(第二十―第三十一条)

第三章の二 立入り及び境界確定(第三十一条の二―第三十一条の五)

第四章 台帳、報告書及び計算書(第三十二条―第三十八条)

第五章 雑則(第三十九条―第四十一条)

附則

第一条中「管理」を「管理」に、「特別の定め」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第三条第一項及び第四項中「これを」を削る。

第四条の見出し中「総括」を「総括」に改め、同条第一項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。

括」に、「管理及び処分の適正を期するため」を「適正な方法による管理及び処分を行うため」に改め、同条第二項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長」に改める。

第六条中「これを」を削る。

第七条(見出しを含む)中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。

第八条の見出し中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但し」を「前項ただし書」に改め、「これを」を削る。

第九条第二項中「国有財産の総括」を「国有財産の総括」に改める。

第三章第一節中第十条の前に次の一条を加える。

(管理及び処分の原則)

第九条の五 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第十条の前の見出し中「総括」を「総括」に改め、同条第一項中「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要がある」を「前条に規定する国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため必要がある」に、「その他国有財産の管理及び処分の適正を期するため」を「その他」に改め、同条第二項中「執つた」を「とつた」に改め、同条第四項中「貸付」を「貸付け」に、「確める」を「確かめる」に、「当該職員をして」を「当該職員に」に改める。

第十一条中「置かなければ」を「おかなければ」に改める。

第十三条第一項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億五千万円」に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三千万円」を「一億

五千万円に、「除く外」を「除くほか」に、「三億円」を「十五億円」に改める。

第十五条中「会計をして」を「会計に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第十六条第一項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「違反してなした」を「違反する」に改め、「これを」を削る。

第十八条第一項中「これを」及び「これに」を削り、同項ただし書を削り、同条第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項ただし書の地上権」を「第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して

所有するためその者当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十三年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部以下この条において「特定施設という。）を国以外の方に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

第十九条を次のように改める。

（準用規定）

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六号の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一号第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

第二十条第一項中「これを」を削り、「貸し付け」の下に、「管理を委託し」を加え、「これに」を削り、同条第二項中「特別の定め」を「特別の定め」に改め、「これを」を削る。

第二十一条を次のように改める。

（貸付期間）

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合 六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二條の規定に基づき借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

第二十二條第一項中「これを」を削り、「以下公共団体」を「以下「公共団体」に改め、同項第一号中「屎尿処理施設」を「屎尿処理施設」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第二十三條中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが貸付料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

第二十四条第二項中「因つて」を「よつて」に改める。

第二十五条第一項中「これを」を削り、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十六条中「前五条」を「第二十一条から前条まで」に改め、「道路」の下に、「電線路」を、「地上権」の下に「又は地役権」を加え、「貸付を「貸付け」に、「場合に、これを」を「場合（次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）について」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理の委託）

第二十六条の二 普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るため特に必要があると認める場合には、政令で定めるところにより、その適当と認める者に管理を委託することができる。

2 前項の規定による管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、管理の目的を妨げない限度において、各省各庁の長の承認を受けて、当該普通財産を使用し、又は収益することができる。

3 管理受託者は、その管理の委託を受けた普通財産の管理の費用を負担しなければならない。

4 管理の委託を受けた普通財産から生ずる収益は、管理受託者の収入とする。ただし、その収益が前項の管理の費用を著しく超える場合として政令で定める場合には、管理受託者は、その超える金額の範囲内で各省各庁の長の定める金額を国に納付しなければならない。

第二十七条第一項中「これを削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を超える」に改め、同条第三項中「これを削る」。

第二十八条中「左に」を「次に」に改め、「これを削り、同条第一号中「因つて」を「よつて」に改め、同条第二号中「代る」を「代わる」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第三号中「因つて」を「よつて」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第四号中「屎尿処理施設又はと畜場」を「屎尿処理施設又はと畜場」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十八条の二第一項中「これを削り、同項第一号中「無償貸付け」を「無償貸付」に改め、同条第三項中「これを削る」。

第二十八条の三第二項中「これを削り、更新のとき」を「更新の日」に改める。

第二十八条の五中「信託事務の処理の適正を期するため」を「信託事務の処理を適正に行うため」に改める。

第三十条第一項中「これを削る」。

第三十一条第一項中「これを削り、同項ただし書中「受けたもの」を「受けた者」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項及び第四項中「受けたもの」を「受けた者」に改める。

「第三章の二 立入及び境界確定」を「第三章の二 立入及び境界確定」に改める。

第三十一条の二の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第二項中「当該通知の内容を公告して」を「当該通知は、公告をもつて」に改め、同条第三項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第四項中「これを削り、同条第五項中「立入」を「立入り」に改める。

第三十一条の三第三項中「とのつた」を「調つた」に改め、同条第四項中「とのわな」を「調わな」に改める。

第三十一条の四第一項中「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「基いて」を「基づいて」に改め、「これを削り、同条第五項中「これを定めた」を「当該境界を定めた」に、「これを公告しなければ」を「公告しなければ」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第三十一条の五第一項中「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「これを削る」。

第三十二条第一項ただし書中「これを削り、同条第二項中「これを削る」。

第三十三条第一項中「調製し」を「作成し」に改め、「これを削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十四条第二項中「の外」を「のほか」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第三十五条第一項中「毎に」を「ごと」に、「調製し」を「作成し」に改め、「これを削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十六条第一項中「調製し」を「作成し」に改め、「これを削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第三十七条第二項中「の外」を「のほか」に、「添附する」を「添付する」に改める。

第三十八条中「これを削る」。

第三十九条本文中「これを削り、同条た

だし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを削り、同条を附則第一条とする。

第四十条を削る。

第四十一条中「調製すべき」を「作成すべき」に改め、「朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び」及び「これを削り、同条を附則第二条とする。

第四十二条第一項中「売払」を「売払い」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「い触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第三条とする。

第四十三条中「これを削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を附則第四条とする。

第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「い触する」を「抵触する」に改め、同条を附則第五条とする。

第四十七条中「これを削り、同条を附則第六条とする。

第四十八条及び第四十九条を削る。

本則中第三十八条の四を第四十一条とし、第三十八条の三を第四十条とし、第三十八条の二を第三十九条とする。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「旧軍関係財産等」を削る。

第二条第一項中「さん橋」を「棧橋」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改める。

第五条第一項中「左に」を「次に」に改める。

第六条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第六条の二第一項中「取りこわして」を「取り壊して」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七条の前の見出しを「条件付の売払い又は貸付け」に改め、同条第一項中「埋立」を「埋立て」に、「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」

に改め、同条第三項中「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改める。

第八条中「売払又は貸付」を「売払い又は貸付け」に改める。

第九条の前の見出し、同条及び第九条の二を削る。

第九条の三の前の見出し及び同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、普通財産のうち土地及び土地の定着物(以下この項において「土地等」という。)は、所管する各省各庁の長が当該土地を円滑に売り払うため必要があると認めるときは、当該土地等の一部について、隣接する土地等の一部若しくは全部又は当該土地の上に存する借地権の一部と交換することができる。

3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差額がその価額の多いものの四分の一を超えるときは、行うことができない。

第九条の三を第九条とし、同条の前の見出しとして「(交換の特例)」を付する。

第十条を削る。

第九条の四中「第九条の三」を「第九条」に改め、同条を第十条とする。

第十条の二中「行なつた」を「行つた」に改める。

第十一条第一項中「且つ」を「かつ」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項の規定による売払代金又は交換差金及びそれらの利息の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「借受人」とあるのは「当該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあるのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利息」と読み替えるものとする。

附則第三項を削る。

附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項から第八項までを削る。
(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第三条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(敷地となるべき土地を含む。以下同じ)。

二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

第三条の次に次の一条を加える。

(庁舎等の実地監査等)

第三条の二 財務大臣は、庁舎等の適正かつ効率的な使用を図るため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は部下の職員に実地監査を行わせることができる。

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改め、「受けた場合」の下に「又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合」を加え、「当該報告書に基づき」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「はかり」を「諮り」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務大臣は、前二項の規定により庁舎等使

用調整計画を定め、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣の協力を求めることができる。

第四条に次の二項を加える。

6 前項の使用調整を行うことにより庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生ずると認められるときは、財務大臣は、関係の各省各庁の長に対し、次に掲げる措置をとることを求めることができる。

一 不用となるべき第二条第二項第一号に掲げる庁舎等の用途を廃止すること。

二 第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について廃止その他の借受けの見直しを行うこと。

三 国有財産法第十八条第二項第四号の規定に基づき国以外の者に当該余裕がある部分(次項において「余裕部分」という。)を貸し付けること。

7 財務大臣は、前項第三号の規定により国以外の者に余裕部分を貸し付けることを求めようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

第五条中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一号を加える。

三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を発揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等(使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。)の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

(特定国有財産整備特別会計法の一部改正)
第四条 特定国有財産整備特別会計法(昭和三十

二年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「一般会計からの繰入金」を削り、「及び利子」の下に、「一般会計への繰入金」を加え、同条第二項中「一般会計からの繰入金」を「一般会計への繰入金」に改める。

第十一条第一項中「特定の国有財産の取得に伴い不用となる」を「特定国有財産整備計画の実施により処分をすることとなつた」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国有財産法第十八条、第十九条及び第二十一条の改正規定並びに第二十六条の改正規定(場合に、これを「場合(次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。）」について)に改める部分を除く。、第三条の規定(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中国有財産法第二十三条に一項を加える改正規定及び第二条中国有財産特別措置法第十一条の改正規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の国有財産特別措置法第十条第一項の規定によりされている管理の委託は、改正後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定によりされている管理の委託とみなす。

(特定国有財産整備特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定の施行の際現に特定国有財産整備計画に基づき実施されている国有財産の取得及び処分に関する事業で政令で定めるものに係る費用の財源に充てるための一般会計からの繰入金については、同条の規定による改正後の特定国有財産整備特別会計法第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正)

第四条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第七項」に改める。

第五部

財政金融委員会會議録第十三号

平成十八年四月十八日

【参議院】

平成十八年四月二十一日印刷

平成十八年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A